## 李樹健編

## 『慶北地方古文書集成』

であるのに驚いた覚えがあるが、中国や朝 学生の扱う文書が鎌倉から室町時代のもの 筆者が嘗つて日本古文書学の演習に出た時 時代の降るにつれてその量も厖大となる。 介や日本人の研究があり、戦後も少しは行 朝鮮については、戦前に若干の古文書の紹 鮮にはこの時代のものでさえも僅少と聞く。 未だに成立をみていない。 いなかったこともあって、朝鮮古文書学は 従来極めて少なく、また専従する研究者の 第に高まりつつある。 しかし、 て漸く古文書に関心がもたれ始め、其後次 われている。韓国では一九六〇年代に入っ (辰)乱」(秀吉の朝鮮侵略)以前のものは 1国には奈良時代の古文書もかなりあり 所謂「壬

初代太祖から十五代光海君(一三九二至一れは同所蔵約五万点の古文書中より、李朝『学校所蔵 古文書集真』が刊行された。こ『ウャル大 古文書集真』が刊行された。こー九七二年にソウル大学校附属図書館編

に知り得よう。 ・私文書、それも種々に亘っている。古い ・私文書、それも種々に亘っている。古い ので、本文二三八頁よりなるが、内容は官 ので、本文二三八頁とりなるが、内容は官

同年十二月二十日、金東旭編

『古文書集

家の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙家の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙家の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙家の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙求を挙げる。

調査」なる事業を一時中断、一九七八年七接し、民族文化研究所の「嶺南地方古邑誌接し、民族文化研究所の「嶺南地方古邑誌によれば、慶尚北道盈徳郡に成宗期(一四によれば、慶尚北道盈徳郡に成宗期(一四によれば、

げ得られてない様である。

容易 (一九七九)其他の論著があり、その研究古い ものという。李氏には『嶺南士林派の形成』は官 書の蒐集と整理に専従し、その結果成ったたも 月から八○年九月の約三ヶ年にかけて古文

守的な地域として名高い、慶尚北道安東郡 配字通りに転写された。行・草書によるも 撮影し、それらを数人の助手と共に文書の 地を歴訪、 ば、今回の調査も恐らくは充分な成果を収 寄与されたという。この様な人脈がなけれ と熟知の間柄にあって、文書調査に大きく 退溪李滉の後裔にあたり、その地方の旧家 周辺であるが、李源胤氏は嶺南地方の儒宗 を中心とする所謂「安東文化圏」及びその 文書の蒐集は、現在も古い風習を保ち、保 特別研究員李源胤氏に負う所甚大という。 のも多く、判読甚だ困難であるが、 この三年間は休学時の酷暑厳寒を冒して各 に古文書も用い、関心を有されていたが、 め得なかったと思われる。例えば「分財記 (家産相続) の収録数をみるに、ソウル大 借り出しの不可能な場合は現地 同所

「家舎・土地・奴婢明文」 (所志、各種明文、侤音、

各種立案)、① (家屋・田畓明

> 性の向上と日本及び清の侵略による奴婢の れ多きを占めるが、十五世紀以来農業生産

次第に土地という不動

は奴婢と土地、十七世紀には土地がそれぞ をみれば、十五世紀には奴婢、十六世紀に

紹

文、奴婢明文)、舍「戸口単子」、①「雜>

産が主となった。 逃散等に起因して、 めて高い資料性を帯びている。 有機的に関連し、年代の古さと相俟って極 家門に伝来するものであるため、各文書が

李氏の「序文」、②「目次」、③李氏の「解 として刊行が予定されている。内容は、① られている。この範疇外の文書は、補遺篇 ものはすべて、以降のものは撰択の上収め 収録文書は、法制史・社会史・経済史の基 書通りの配字とし、濫りに手が入ってない。 題及び研究篇」、④「原文」、⑤「図版」、 者の便を計って活字化されているが、原文 多くが行・草書で書かれているため、利用 本資料となる公・私文書で、壬辰乱以前の さて、本書はA4版で八二八頁、文書は

○「古文書を通じてみた時代的演変」より と整理経緯」、回「収録文書の種類と体制」 ⑥「索引」である。③は①「古文書の蒐集 ④は雨「家産相続及び分財文書」 就いてかなり詳細な論述がなされている。 なり、就中○は、安東地方の名門十三家に ○ 「古文書所蔵家門の社会・経済的基盤」 和会文記、別給文記)、○「粘連文書」 (許与文

れる大地主が各処に現われる。又「分財記」

使う。

柄等よりも引け、配慮が窺われる。 は、文書の種類・家門・個人名・地名・事 鮮明なものが多くて遺憾である。⑥「索引」 に、照明具も用いられていないとみえ、不 合六十六種あるが、元来保存がよくない上 書」からなるが、とり分け母が多い。 「図版」は本項と「原文」中掲載のもの都 (5)

子は除かれる傾向となる。それが累代続い 長子承家奉祀となり、更に財産相続から女 が十七世紀以降は嫡男長子優位相続、嫡男 外孫奉祀、男女輪回奉祀もあった。ところ 分家すれば、次子が家を継ぎ、又異姓養子、 家継祀」においても、長子が妻家居処地に 世紀)迄は、男女均分相続制であり、「承 えば、高麗中期から李朝前期(十五・十六 た結果十八世紀には、「万石君」等と呼ば て種々興味深い事柄を述べておられる。例 李氏はこれら文書の検討を経て、〇に於

> 通で、黒印を用いるが、官文書には朱印を 印記は「某(夫姓名)妻某氏」と篆書が普 第一、第二関節間の長さを画く)や「手掌」 知らぬ人々は「手寸」(右又は左の中指の 差がみられる。文書に用いられるサインは 漢文式で書き、そうでない人々は吏読を多 となる。又同時代でも漢文に習熟した人は が降るに従って漢文式のものが増える傾向 読を混えた漢字で書かれるが、それも時代 高低と貧富によってその質をかえ、通常吏 士族婦人は印章を押し、それは大体方形で、 には有識者も「手寸」を用いた例がある。 一般的に有識者は「手決」(花押)、文字を く混えるという。その文体も個人によって (手全体の輪郭を画く) によるが、李朝初 文書自体についてみれば、料紙は家門

な作業を行っているので、李氏を始めとす 只……」とある吏読「戈只」は、上につけ 成文」の第三行「……他余遠近族類等、戈 て「等戈只、」とすべきであろう。 筆者も又日本国内の朝鮮本を求めて同様 たまたま目についたが、十六頁「権柱前

る諸氏の努力に敬意を表し、又その困難の 幾分かは理解し得るつもりである。時間的 143

大学校出版部 四五〇〇〇ウォン) (藤本幸夫 富山大学人文学部助教授) 嶺南

ものであり、決して疎かにされてはならた る如く、「教旨」(任命書)は形式は単純 も留意されるべきである。李氏の述べられ 或は種々の制限により多少の手抜きをして い。撮影器具が完備され、網羅的に調査が ではあるが、個人の経歴を知るには必須な が蒐集、計測されねばならない。又手決に の事態に備えるためにも、是非凡ゆる資料 おられるが、将来の古文書学の確立や不慮

地方、各分野に行われんことが期待される。 発掘、呈示されたること、学会への貢献極 甚だ多い。しかるに本書は地方性を活かし 継続されんことを切望して止まない。 た。正鵠を逸したり、誤解した所あるやも たこともあり、勧められるままに筆を執っ るべくもないが、以前古文書に関心をもっ めて多大と言い得よう。同様な作業が、各 たまさに好個の例で、かくも多くの資料を の学者には、その学問の志向や方法論に於 「ソウル学派」の亜流とも言うべき人々が 筆者は語学の徒であり、本来紹介に当た 更に失礼を顧みず述べれば、ソウル以外 ソウル大学校を中心とする、いわば

去る六月一〇日(木)開催された昭

和五七年度春季定例の理事会・評議員 されました。 会において、つぎの案件が承認・可決

二、昭和五六年度決算報告および昭 一、「史林」編集報告

三、役員交代 和五七年度予算案

事応地利明氏は評議員に復帰 長樋口隆康氏は理事に、旧常務理 越智武臣両氏が選任され、 新理事長に岸俊男、新常務理事に 旧理事

史学研究会

以上

知れないが、寛恕を乞いたい。

(一九八一年一〇月 韓国嶺南大学校

## 受 図 書

研究年報(アジア・アフリカ文化研究所 (一九八一年四月二一日~五月二一日)

東洋史研究(京都大学) 文学論叢(愛知大学) 歴史手帖 (名著出版) 東京商船大学研究報告 日本歴史(日本歴史学会) 九一四、五 六六 三九一四 三九五、三九

芸林(芸林会) 二九一四 立命館法学 一五〇~一五四

Historische Zeitschrift | | | | | | | | - | | |

考古学報(同) 一九八一一一 一九八一一一、二

考古(中国社会科学院)

一九七九一五

経済科学(名古屋大学) 二八一 立命館文学 四二四~四二六

史游 (学習院大学) 六

一九八一一

СОВЕТСКАЯ ЭТНОГРАФИЯ

一九八

人文研究(大阪市立大学) 三二(四~一